

地球温暖化対策を推進するための条例のあり方について

1. 背景

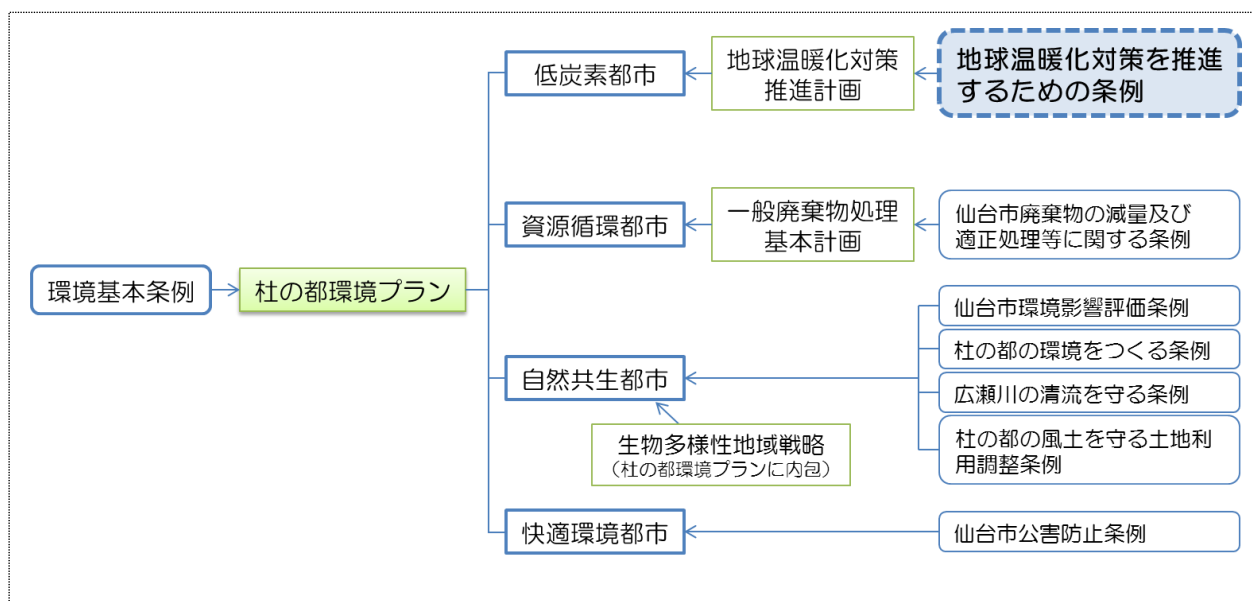
- ・ 本市では、仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）に掲げる都市像の一つとして「低炭素都市づくり」を掲げ、平成 28 年 3 月に策定した「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016－2020」に基づき施策を推進している。
- ・ しかしながら、東日本大震災後、市域の温室効果ガス排出量は高い水準で推移しており、本市の姿勢を改めて明らかにするとともに、市民・事業者と協働した取り組みを一層推進する必要がある。
- ・ 国においては、「パリ協定」を踏まえ、2050 年までに 80%の温室効果ガス削減の長期目標を掲げている。地球温暖化対策が喫緊の課題となる中、本市においても、低炭素都市づくりを進めるとともに、将来を見据えた地球温暖化対策を一層推進するため、市民・事業者・市が協働して対策に取り組むための基本となる条例の検討が必要である。

2. 制定の趣旨

- ・ 市民・事業者・市のそれぞれが地球温暖化防止に向けて果たすべき責務や取り組みなどを明らかにするとともに、協働して地球温暖化対策に取り組む姿勢を明確にする。

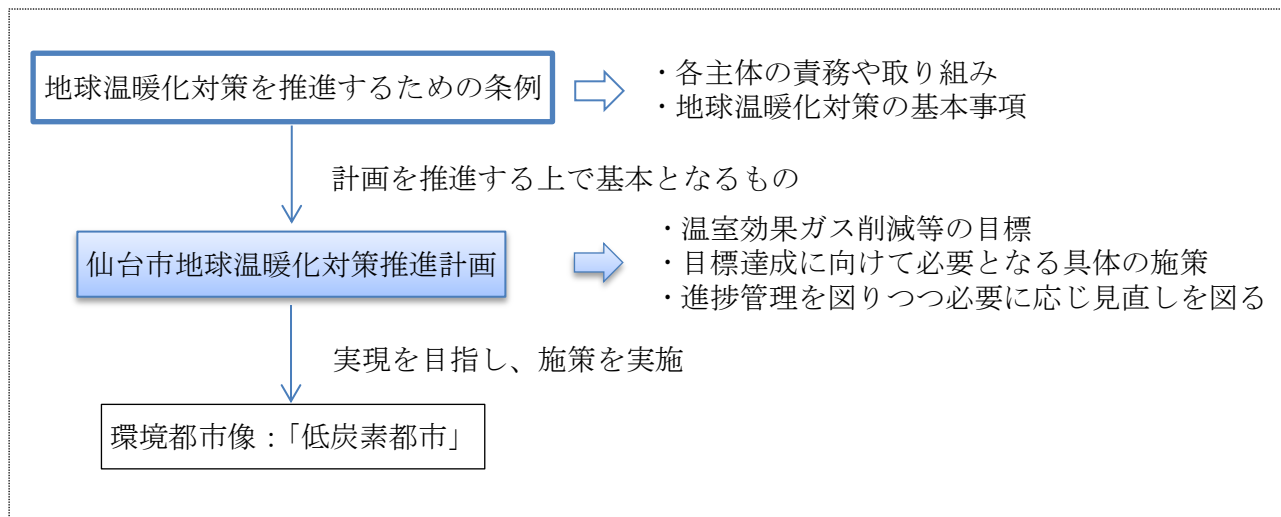
3. 条例の位置付け

- ・ 仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）に掲げる「低炭素都市」の実現に向けた、地球温暖化対策を推進する上で基本となる条例とする。



4. 条例と「仙台市地球温暖化対策推進計画」との関係

- ・ 条例は、市民・事業者・市の責務や役割、地球温暖化対策の推進に関する基本的な方針や取り組みなどを規定することを想定。
- ・ 「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016－2020」は、仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）と合わせ、概ね10年ごとに策定し、温室効果ガス削減等の目標やその達成に向けて必要となる具体の施策を規定。計画期間においては、進捗管理を図りながら必要に応じ見直しを図る。



5. 他政令市の地球温暖化対策に関連する条例

- ・ 20政令市のうち9市において、地球温暖化対策に関連する条例を制定している。

形態	政令市	名称	施行	最新改定
①地球温暖化対策に関する個別条例	川崎市	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	H22.4	H28.10
	相模原市	相模原市地球温暖化対策推進条例	H25.4	H28.5
	京都市	京都市地球温暖化対策条例	H17.4	H29.11
	広島市	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例	H22.4	H28.4
②生活環境保全に関する条例で地球温暖化に関する規定を含む	札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	H15.2	H26.5
	さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	H21.4	H30.4
	横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	H15.4	H26.10
	名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	H15.10	H30.4
③再生可能エネルギー等に関する条例で地球温暖化に関する規定を含む	大阪市	大阪市再生可能エネルギーの導入等による低炭素社会の構築に関する条例	H24.4	H29.2

6. 検討にあたっての基本的な考え方

(1) 条例の形態

- ・ 仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）に掲げる「低炭素都市」の実現に向けた条例と位置付けることから、地球温暖化対策に関する個別条例（上記5に示した表の①の形態）とすることを想定。

(2) 検討を進めるにあたっての留意点

- ・ 本市の特色を踏まえた内容を盛り込む（例えば、震災経験を踏まえた「防災環境都市づくり」や、「杜の都」の良好な環境など）。
- ・ 地球温暖化に関わる国の情勢や施策の枠組み、本市の他条例や施策との整合を図る。
- ・ 「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム」の制度内容を含め、義務・努力義務・施策として推進すべきものを明確にする。

(3) その他

- ・ 検討にあたっては、地球温暖化対策に関する個別条例を制定している他の政令市の条例も参考にするものとする。